定　　款

久留米市土地開発公社

久留米市土地開発公社定款

第１章　総　　則

（目　的）
第１条　この土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号。以下「法」という。）第 17 条の規定に基づき、公共用地および公用地等の取得、管理および処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。
（名　称）
第２条　この土地開発公社は、久留米市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。
（設立団体）
第３条　公社の設立団体は、久留米市とする。
（事務所の所在地）
第４条　公社の事務所を福岡県久留米市に置く。
（公告の方法）
第５条　公社の公告は、久留米市公告式条例に定める久留米市掲示場に掲示して行う。

第２章　役員および職員

第１節　役員および職員

（役　員）
第６条　公社に次の役員を置く。
(1) 理 事 長　　１人
(2) 副理事長　　１人
(3) 理　　事　　７人以上 10 人以内（理事長および副理事長を含む。）
(4) 監　　事　　２人以内
２　理事のうち１人は、常任とする。
（役員の任命）
第７条　理事および監事は、久留米市長が任命する。
２　理事長および副理事長は、理事のうちから久留米市長が選任する。
（役員の職務および権限）
第８条　理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
３　理事は、この定款の定めるところにより、公社の業務を掌理する。
４　副理事長に事故あるとき、または副理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長の定めた順序により理事がその職務を代行する。
５　監事は、法第１６条第８項の職務を行う。
（役員の任期）
第９条　役員の任期は、２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　役員は、再任されることができる。
（役員の兼任の禁止）
第 10 条　理事および監事は、相互に兼ねることができない。
（職員の任命）
第 11 条　公社の事務を処理させるため必要な職員を置く。
２　職員は、理事長が任命する。

（兼職の禁止）
第 12 条　常任の役員および職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、またはみずから営利事業に従事してはならない。

第２節　理　事　会

（設置および構成）
第 13 条　公社に理事会を置く。
２　理事会は、理事をもって構成する。
（招　集）
第 14 条　理事会は、理事長が必要と認めるとき、または理事もしくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。
（理事会の議事）
第 15 条　理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。
２　理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
（理事会の議決事項）
第 16 条　次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。
(1) 定款の変更
(2) 業務方法書の制定または変更
(3) 毎事業年度の予算、事業計画および資金計画
(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書および事業報告書
(5) 規程の制定または改廃
(6) 規程により理事会の権限に属する事項
(7) その他、公社の運営上理事長が重要と認める事項
２　前項第１号および第２号に掲げる事項については、出席理事の３分の２以上の決するところによる。
３　理事会に付すべき事項であって、理事長が急施を要し理事会に付議するいとまがないと認めるとき、または軽易なものと認めるときは、理事長が書面により賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。
（議事録の作成）
第 17 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 会議の日時および場所
(2) 理事の現在数
(3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決書および表決委任者を含む。）
(4) 議決事項
(5) 議事の経過
２　議事録には、出席した理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人２人以上が議長とともに署名しなければならない。

第３章　業務およびその執行

（業務の範囲）
第 18 条　公社は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。
(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
イ　法第４条第１項又は第５条第１項に規定する土地
ロ　道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
ハ　公営企業の用に供する土地
ニ　都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ　観光施設事業の用に供する土地
へ　当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
ト　史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
チ　航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る。）、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（公社がこの号の規定により造成した土地をいう。以下この号において同じ。）について借地借家法（平成３年法律第９０号）第２条第１号に規定する借地権（地上権を除き、同法第２３条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この号において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この号において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業を行うこと。

(3) 前２号の業務に附帯する業務を行うこと。

２　前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第１号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第２号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

（業務方法書）

第 19 条　公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第４章　　基本財産の額その他資産および会計

（資　産）

第 20 条　公社の資産は、基本財産とする。

２　公社の基本財産の額は、700 万円とする。

３　基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

（事業年度）

第 21 条　公社の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（財務諸表）

第 22 条　公社は、毎事業年度ごとに、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書および事業報告書を作成し、監事の監査を経て、5 月 31 日までに久留米市長に提出する。

（利益および損失の処理）

第 23 条　公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

２　公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

（余裕金の運用）

第 24 条　公社は次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

（予算の弾力運用）

第 25 条　理事長は、第 16 条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは久留米市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第５章　　雑　　則

（解　散）

第 26 条　公社は理事会で出席理事の４分の３以上の同意を得たうえ、久留米市議会の議決を経、福岡県知事の認可を受けたときに解散する。

２　公社が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産がある場合の当該残余財産は、出資団体である久留米市に帰属する。

（規程への委任）

第 27 条　公社の運営に関して必要な事項は、この定款および業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

１　この定款は、公社の成立の日から施行する。

（最初の役員の任期）

２　公社の最初の役員の任期は、第９条の規定にかかわらず、久留米市長の定めるところによる。

（最初の事業年度）

３　公社の最初の事業年度は、第 21 条の規定にかかわらず、この公社の成立の日から昭和 49 年 3 月 31 日までとする。

附　則（昭和 48 年 4 月 2 日認可）

この定款は、県知事の認可の日から施行する。

附　則（昭和 49 年 10 月 1 日認可）

この定款は、県知事の認可の日から施行する。

附　則（昭和 49 年 10 月 15 日認可）

この定款は、県知事の認可の日から施行する。

附　則（平成元年 6 月 21 日認可）

この定款は、県知事の認可の日から施行する。

附　則（平成５年 10 月 26 日認可）

この定款は、県知事の認可の日から施行する。

附　則（平成 18 年 6 月 6 日認可）

この定款は、県知事の認可の日から施行する。

附　則（平成 20 年 11 月 10 日認可）

この定款は、県知事の認可の日から施行する。ただし、第８条第５項の変更規定は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。